

鳥取県で発生した差別事案について

◆鳥取県内において以下の差別事案が発生

項目	内容
発生場所	県内高齢者福祉施設
差別事象	<ul style="list-style-type: none">・施設入所者間で、差別的発言があった。・苗字等で入所者を被差別部落の人と特定し、差別するような状況であった。
行政の対応	<ul style="list-style-type: none">・施設のある市町村の担当課により、差別事象検討委員会を開催し、施設関係者も参加して、再発防止に向けた取り組みと啓発について協議。・施設での人権研修に講師派遣するなどへの施設内の啓発を行った。

「差別されない権利」に言及した最近の判例

○「全国部落調査」復刻版出版事件

・全国の被差別部落の地名をまとめた書籍の出版やウェブサイト掲載などについて、部落解放同盟と被差別部落の出身者約230名が、出版の差し止めや損害賠償などを求めた訴訟。

○東京高裁は、「差別されない権利」が侵害されることを認め、この「差別されない権利」は憲法13条・14条に由来することを宣言した。

➡違法性を認めてサイトの該当部分削除・出版禁止、損害賠償を命じた

人権研修講師派遣についての主な相談先

	機関名	連絡先
鳥取県	県民課（出前説明会）	0857-26-7971
	R8テーマ 分野：06人権・男女共同参画 ・ 1 人権施策の概要 ・ 4 「部落差別の解消の推進に関する法律」と県の同和問題に対する取組 ○県HP【出前説明会について】 > https://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/ <small>※R8.4.1以降にテーマ等詳細が公開されます。</small> ・お申し込み方法：電子申請・郵便・ファクシミリ	 ↑こちらのQRコード（電子申請）からお申し込み可能です。
(公社)	鳥取県人権文化センター <small>※令和8年度分の受付を開始しています</small> ○センターHP> https://tottori-jinken.org/learn/lecture/	0857-21-1712

○このほか、市町村人権担当部署で対応していただけたところもあるようですので、ご相談ください。